

○大町市工場等誘致振興条例施行規則

平成14年9月27日規則第28号

平成27年3月20日規則第4号

大町市工場等誘致振興条例施行規則（平成8年規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大町市工場等誘致振興条例（平成14年条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める工場等）

第2条 条例第2条第1号の規則で定める情報サービス関連産業とは、情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業及び事務処理センター事業（コンピュータと通信回路を利用して集約的に顧客サービスを行う業務で、主として事務処理に係る業務を行う事業）をいう。

（交付申請）

第3条 条例第3条に規定する助成金の交付を受けようとする者（共同事業者を含む。）は、工場等誘致振興助成事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて当該事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- （1） 助成事業実施計画書
- （2） 設置場所を示す図面及び施設の設計図
- （3） 計画用地の公図及び土地売買契約書の写し
- （4） 資金計画書
- （5） 取得償却資産の見積書の写し
- （6） リース契約による償却資産の見積書の写し及び当該契約書の写し
- （7） 従業員雇用計画書
- （8） 法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し
- （9） その他市長が必要と認める書類

2 共同事業者が申請するときは、あらかじめ助成事業を実施する企業等のうち一の企業等を代表者として定めておかななければならない。

3 工場等設置事業のうち固定資産税相当額に対する助成金の交付申請は、工場等誘致振興助成事業（固定資産税相当額）助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて、固定資産税の納付後に市長に提出しなければならない。

- （1） 指定事業に係る課税標準資産明細書
- （2） 土地・家屋名寄帳（課税台帳）の写し
- （3） リース物件がある場合は、リース料等の支払証明その他の関係書類
- （4） 納税証明書の写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

（助成の指定及び交付決定）

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、助成事業（前条第3項に規定する固定資産税相当額に対する助成を除く。）の指定及び助成金の交付の可否を決定し、その旨申請者に通知するものとする。

2 助成金の額の算定にあつては、前条第1項の申請に対しては1,000円未満を、同条第3項の申請に対しては100円未満を切り捨てるものとする。

（事業の変更等）

第5条 前条の指定及び交付の決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、助成事業の内容を変更し、又は助成事業を中止しようとするときは、速やかに工場等誘致振興助成事業変更（中止）届書（様式第2号）に必要な書類を添えて

市長に提出しなければならない。

(事業完了報告)

第6条 事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに工場等誘致振興助成事業完了報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第7条 市長は、前条の報告書を受領した場合は、書類の審査、現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を事業者に通知するものとする。

(指定及び交付決定の取消し)

第8条 市長は、事業者が次の各号の一に該当するときは、助成事業の指定及び助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 当該工場等の設置に係る用地取得価格及び投下固定資産総額並びにリースによる償却資産のリース会社における取得価額の合計額又は新規常用雇用者数が、条例別表に規定する助成対象の基準を下回ったとき。

(2) 偽りその他不正な手続により事業を実施したとき。

(3) 条例若しくはこの規則又は市費補助金交付規則(平成8年規則第16号)に違反したとき。

(助成金の交付)

第9条 条例第3条に規定する助成金は、当該助成事業が完了し、助成金の額が確定した後に交付するものとする。

2 事業者は、助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払請求書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の助成金概算払請求書の提出があった場合は、当該助成事業の内容を精査し、相当と認めたときは、助成金の概算払をすることができる。

(常用雇用者の報告等)

第10条 事業者は、次に掲げる期間にあっては、毎年10月1日現在の当該助成事業に係る新規常用雇用者数及び当該新規常用雇用者数の内数としての市内に住所を有する正規社員数を市長に報告しなければならない。

(1) 工場等の新設又は移設の場合 当該助成事業の助成金額の確定の日から3年間

(2) 工場等の増設の場合 当該助成事業の助成金額の確定の日から2年間

(助成金の返還等)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 助成事業の指定及び助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたとき。

(2) 助成の対象となった家屋及び償却資産の法定耐用年数以内に、助成の対象となった事業の全部又は一部を中止(撤退を含む。)したとき。

(3) 助成の対象となった家屋及び償却資産の法定耐用年数以内に、助成の対象となった工場等の全部又は一部を目的外に使用したとき。

(4) 前条に定める期間において、当該助成事業の助成金の算出の基礎となった新規常用雇用者数又は当該新規常用雇用者数の内数としての市内に住所を有する正規社員数を維持しなかったとき。

(5) 非自発的な理由による場合を除き、助成金の交付を受けてから10年以内に、助成の対象となった用地を市長の承認を得ずに譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(6) 助成の対象となった家屋及び償却資産の法定耐用年数以内に、助成の対象となった家屋及び償却資産を市長の承諾を得ずに譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大町市工場等誘致振興条例施行規則の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

様式(省略)